

日本古代の戒律受容

——戒師招請をめぐる史料批判——

直 林 不 退

一

日本古代に於ける戒律受容について課題を設定する場合、奈良朝の戒師招請の問題が重要な論点とならう。従って、戒師招請に関しては、これまで数多くの先学によって様々な形で研究の蓄積がなされてきた。本稿では、戒師招請の歴史的究明の前作業として、かかる研究史を回顧しつつその問題点の一端なりとも提起したい。

二

さて、天平五年（七三三）の戒師招請について物語る史料は、殊の外少ない。

(イ) 日本天平五年歲次癸酉、沙門榮叡普照等、隨遣唐大使丹墀真人広成至唐国留学、是年唐開元二十一年也、唐国諸寺三藏大徳、皆以戒律為入道之正門、若不持戒者、不齒於僧中、是方知本

国無伝戒人、

右は、鑒真伝としては最も著名な淡海三船の『唐大和上東征伝』の一節である。ここでは、単に天平五年（七三三）の榮叡・普照の渡唐のみを載せ、招請の発端が恰も彼等の入唐後の見聞に由来するかの如き筆致を為す。

(ロ) 釋榮叡者(略)住興福寺(略)日本戒律未具、受舍人王請入唐、請伝戒師僧、奏勅発遣、

(ハ) 釋普照者住福寺、為日本戒律未具、以天平年勅入唐、請伝戒律師僧、

(ロ)(ハ)は、いずれも鑒真の門侶思託の選述にかかる『延暦僧録』榮叡・普照伝の逸文である。即ち、両伝とも二僧の入唐は、頭初から戒師探索のためであると記し、(ロ)によれば、当時の知太政官事たる舎入親王の要請を受けての事という。

(三) 天宝二載。留学僧榮叡業行等白和上曰。仏法東流至於本國。

雖有其教無人伝授。幸願和上東遊興化。

(ニ)は、奈良朝の「正史」たる『続日本紀』所載の鑿真卒伝の記述である。やはり、栄叡・業行の留学に言及するのみで、戒師招聘の具体的事情は詳らかではない。そして、この文節の他に『統紀』に於いては、戒師招聘をめぐる記載が全くないのは、如何に解すべきであらうか。

(ホ)又有元興寺沙門隆尊律師者。志存錫珠。終求草繫。於我国中。雖有律本。闕伝戒人。幸籙玄門。嘆無戒足。即請舍人王子尅曰。日本戒律未具。假王威力。発遣僧栄叡。隨使入唐。請伝戒師。還我聖朝。伝受戒品。舍人親王即為隆尊奏。勅召件栄叡入唐。於是興福寺栄叡。與普照俱奉勅。四月三日。隨遣唐大使多治比真人広成。到唐国。

これは、戒師招聘についての最も詳細な所伝たる『東大寺要録』本願章天平五年癸酉条である。本書の編纂は、長承三年(一二三四)以前とされ、本願章は聖武天皇に関する諸事項を編年的に配列した部分であるという。そして、特に注目すべきは、招聘の儀を發案し舍人親王に獻策した人物として元興寺の隆尊の名を掲げている点である。隆尊に関しては『延曆僧録』にその伝が載せられていた。

(ハ)釋隆尊者、氏族未詳、住元興寺、隆尊幸造玄門、嘆無戒足右の如く隆尊は、日本に未だ正式の戒無律きを嘆じたという。つまり、(ハ)にあつては、明記しないまでも(ホ)と

日本古代の戒律受容(直林)

同様に隆尊の戒師招聘への介在を窺えるようである。以下(イ)より(ハ)の史料をめぐる、如何なる議論がなされたのか吟味して行こう。

三

戒師招聘の研究に先鞭を付した安藤更生氏は、(ホ)の隆尊献策説を採用され、「戒師の招聘は、必しも国内宗教界の一致した要望ではなかった」とその背景を想定された。しかし、その後隆尊献策については、佐久間龍氏によって疑義が示された。即ち、佐久間氏は、隆尊の戒律への造詣の深さは認めつつも、当時二十八歳という彼の年齢と地位の低さに鑑みこれを疑問視され、別に道慈の介在を主張して行く。

そして、佐久間説を敷衍する舟ヶ崎正孝氏は、(ホ)の「幸籙玄門嘆無戒足」が(ハ)の「隆尊幸造玄門嘆無戒足」と類似し、(ホ)の方が招聘の経過を要説する点に着眼され、『東大寺要録』の所説を批判し道慈説に与された。また、近年の上山春平・川崎庸之各氏も、(ホ)の記述に懐疑的である。川崎氏は(ホ)中の「錫珠」「草繫」「幸籙玄門嘆無戒足」「日本戒律未具」と近似の表現を『延曆僧録』の逸文より探索し、『東大寺要録』の文章は、『延曆僧録』の栄叡・普照・隆尊の三伝の中の語句を点綴して作られた」という。

一方、赤谷明海氏は、(ホ)を思託撰の最古の鑿真伝たる

三卷本『鑿真大和尚伝』（以下「広伝」）の逸文として考定するという注目すべき見解を提示された。赤谷氏は、推定の根拠として五項目を挙出されるけれども、特に「c」の「逸文の文章は首尾一貫としており、同一人の作文と見られる」と述べられるのは（ホ）の性格を考える場合興味深い。

上述の如く、戒師招聘をめぐる研究は、その基本史料の解釈において大きな問題点を孕んでいるようである。

四

かくて、本稿では、上記の研究史にあつて諸見解の分岐点となつた（ホ）の史料と（ロ）（ハ）（ヘ）との前後関係を窺いたい。確かに川崎氏等も触れる如く、（ホ）には『延暦僧録』の各伝とよく似た言葉が多い。しかしこのことは直に（ホ）が『僧録』を参照した根拠にはならない。むしろ、逆に史料関係も成立可能ではないか。

つまり、（ホ）の「幸籙玄門」と（ヘ）の「幸造玄門」とを比較すると「籙」「造」の字の相違に気付く。もし（ハ）の如く訓んだ場合は前後の意味が通りにくくなる。もとより、写本系統の検討が必要であるが、（ヘ）の方を原史料とするには若干の無理があろう。

また、（ホ）の「雖有律本闕伝戒人」は、（ニ）にある「雖有其数无人传授」と類似する。『要録』本願章が『統紀』鑿

真卒伝を引用した形跡は他になく、一応（ホ）に基づき（ニ）が作られたとすべきであろう。

従つて、現段階では、赤谷氏の推定の如く（ホ）を『広伝』の逸文と考え、『僧録』や『統紀』がそれに依つたとするの至当ではないが、つまり、隆尊献策説は、『広伝』に見る以上、鑿真薨去直後の門弟間に流布していたことになり、俄に疑い得ないようである。

本稿では、右の如く戒師招聘の研究史の中から、その献策者の問題を史的に吟味した。

- (1) 拙著『日本古代仏教制度史研究』一二頁において、その意義を述べた。
 - (2) 藏中進『唐大和上東征伝の研究』九頁。
 - (3) 筒井英俊校訂『東大寺要録』五頁。
 - (4) 安藤更生『鑿真大和上傳の研究』六二頁。他に木宮泰彦『日支交通史』三一九頁も隆尊説を採る。
 - (5) 佐久間龍「戒師招聘について」〔南都仏教』第八号〕六五頁「戒師招聘をめぐる問題」〔論集日本仏教史』2〕一五六頁。
 - (6) 舟ヶ崎正孝『国家仏教変容過程の研究』六五頁。
 - (7) 上山春平『鑿真渡海の謎』〔歴史読本』第二十五卷第十四号〕。
 - (8) 川崎庸之「天平年間における伝戒師招聘について」〔日本仏教の展開』六五頁。
 - (9) 赤谷明海「校異・拾遺・参考・覚書」鑿真大和上伝」〔国書逸文研究』第十七号〕一九頁。
- 〈キーワード〉 戒師招聘、鑿真、戒律

（龍谷大学講師）